

府中市消防用設備等保守点検業務 仕様書

1. 業務名

府中市消防用設備等保守点検業務

2. 業務場所

府中市府川町外

3. 業務内容

府中市が所有及び管理する施設に設置してある消防法施行令（昭和36年政令第37号）第7条に規定する消火設備、警報設備及び避難設備（以下「消防用設備等」という。）の保守点検及びこれに附帯する業務

（1）定期点検

- ①消防用設備等について、その種類ごとに法令の定める期間内に定期点検を行う。
- ②定期点検の種類は、昭和50年消防庁告示第3号に基づく消防用設備等の作動点検、外観点検、機能点検及び総合点検とする。
- ③上記の点検のほか、消防用設備等の設置状況が法令に定める基準に適合しているかどうかの確認を行う。
- ④定期点検において行う消防用設備等の作動、外観、機能及び総合の各点検は、昭和50年消防庁告示第14号に定める点検の基準による。
- ⑤定期点検を行う日時は、その都度、施設管理者と協議して定める。
- ⑥点検時、施設に入場できず業務を遂行できなかった場合は、施設管理者に報告し、再度日程調整を行う。
- ⑦点検実施者は、法令に定める資格を有する者とする。
- ⑧定期点検の完了後は、消防用設備等点検結果報告書の各様式及び点検票を発注者に提出し、検査を受ける。

（2）消防用設備等の調整

- ①火災又は障害の発生により消防用設備等が作動した場合、発注者の要請により、速やかに当該設備の調整を行う。
- ②調整作業の実施者は、法令に定める資格を有する者とする。
- ③上記①の調整が完了したときは、発注者に書面により報告する。

4. 業務対象施設等

別紙1から別紙11のとおり

5. 適用

- (1) 本業務は、施設内での施行であるため、施設利用者及び施設運営に支障がないよう施行すること。
- (2) 現場での作業においては、事前に発注者と連絡をとり、各施設の状況や安全管理等配慮の上施行すること。
- (3) 本業務の実施に当たっては、契約書、府中市契約規則、労働安全衛生法並びにその他関係法令を遵守すること。
- (4) 上記に掲げる機器が、機能を十分発揮するように点検業務を行うこと。
- (5) 本仕様書は、基本的内容について定めるものであり、仕様書に明記されていない事項であっても業務の性質上当然必要と思われるものについては、受注者の責任において施行すること。
- (6) 業務によって発生する残材等は、無償で引き取り、受注者の負担において適切に処分すること。

5. その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に関して疑義が生じたときは、協議の上、決定すること。

参考数量・参考図面